

※この法令は廃止されています。

## 平成十四年内閣府・経済産業省令第二号

沖繩振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令

沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第四条第一項、第五条第一項及び第十七条第二項の規定に基づき、沖繩振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令を次のように定める。

### （経営革新計画の承認の申請）

**第一条** 沖繩振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする特定中小企業者等（沖繩振興特別措置法第六十六条第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を沖繩県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該特定中小企業者等（法人である場合に限る。）の定款  
二 当該特定中小企業者等（特定組合等の場合にあつては、当該経営革新計画に参加する全ての構成員）の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）  
三 沖繩振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の代表者は三名以内とする。

### （経営革新計画の変更に係る承認の申請）

**第二条** 沖繩振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十五条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする特定中小企業者等は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を沖繩県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の実施状況を記載した書類  
二 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款  
三 前条第二項第二号に掲げる書類

### （内閣総理大臣及び経済産業大臣への通知）

**第三条** 沖繩振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第七十二条第二項の規定により沖繩県知事が沖繩振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、沖繩総合事務局長を経由して内閣総理大臣及び経済産業大臣に送付しなければならない。

### 附 則

この命令は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一七年四月一三日内閣府・経済産業省令第六号）

（施行期日）この命令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則**（平成一七年五月二日内閣府・経済産業省令第七号）

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一八年四月二八日内閣府・経済産業省令第二号）

この命令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

**附 則**（平成二四年三月三十一日内閣府・経済産業省令第二号）

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年六月三〇日内閣府・経済産業省令第二号）

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則**（平成三〇年七月六日内閣府・経済産業省令第四号）

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

**附 則**（令和元年七月一日内閣府・経済産業省令第二号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則**（令和元年七月二二日内閣府・経済産業省令第三号）

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

**附 則**（令和二年九月一六日内閣府・経済産業省令第五号）

この命令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

**附 則**（令和二年二月二八日内閣府・経済産業省令第九号）

(施行期日)  
第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年三月三十一日内閣府・経済産業省令第二号)

(施行期日)

第一条 この命令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 経営革新計画の承認の申請については、この命令による改正後の規定にかかわらず、令和三年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和三年六月一六日内閣府・経済産業省令第六号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府・経済産業省令第八号)

(施行期日)

第一条 この命令は、令和三年八月二日から施行する。

(経過措置)

第二条 経営革新計画の承認の申請については、この命令による改正後の規定にかかわらず、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条 この命令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この命令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年三月三十一日内閣府・経済産業省令第三号)

この命令は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

様式第1 (令3内府経産令2・全改、令3内府経産令8・一部改正)  
経営革新計画に係る承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
名 称 及 び  
代表者の氏名

沖縄振興特別措置法第66条第5項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載すること。ただし、経営革新計画を共同で実施、作成する場合にあっては、別表3及び別表4については、参加する特定中小企業者毎に記載すること。

様式第1の申請者名は、共同で経営革新計画を実施する場合には、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載すること。

別表1の業種については、沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第28条に掲げる業種のいずれに該当するかを明示して記載すること。

1 経営革新の目標

別表1の該当する欄に記載すること。

2 経営革新による経営の向上の程度を示す指標

別表1の該当する欄に記載すること。経営の向上の程度を示す指標は、営業利益、人件費及び減価償却費を加えたものを付加価値額として用いること。付加価値額及び一人あたりの付加価値額をともに記載すること。

(1) 人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

- ・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの)
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

(2) 減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこ

と。

- ・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）
- ・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

(3) 一人当たりの付加価値額

- ・勤務時間によって人数を調整すること。
- ・従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要がある。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。）
- ・伸び率の算出は、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載すること。

3 経営革新の計画期間

別表1の「計画期間又は事業期間」等に関する記載方法は、次のとおりとする。

(1) 研究開発を実施する期間がある場合

「計画期間又は事業期間」欄には、計画期間として、3年間ないし8年間の期間を記載すること。その上で、「研究開発期間」欄には、研究開発を実施する期間を記載し、「事業期間」欄には、計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年間ないし5年間の期間を記載すること。

(2) 研究開発を実施する期間がない場合

「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に、事業期間として、研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年間ないし5年間の期間を記載すること。

「研究開発期間」欄は記載不要。

4 経営革新の内容及び実施時期

別表1の「経営革新の実施に係る内容」欄及び別表2に記載すること。経営革新の内容については、新事業活動の類型に則して、新たな取組の内容を具体的に記述すること。

なお、別表2の記載方法は、次のとおりとする。

- (1) 番号は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- (2) 実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。
- (3) 評価基準は、定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
- (4) 評価頻度は、自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- (5) 実施時期は、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。1-

1 は初年の最初の四半期に開始、3－4 は3年目第4四半期開始を示す。

5 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別表3に記載すること。直近3年間の決算書から記入すること。創業3年未満の場合は記入できる範囲を記載すること。また、資金調達額については、計画期間の間のみ記載し、経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している者は、併せて別表4に記載すること。

6 特定組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準

別表5に記載すること。賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載すること。

7 その他

別表1の「実施体制」欄は、自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。補助的指標は、設定を必要とする申請者のみが記載すること。記載する場合には、名称、定義、計算方法及び設定理由を記載したものを添付すること。別表2の「実績」欄は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に応じ以下のとおり記載すること。

実施状況	◎計画どおり実行できた。 △実行したが不十分だった。	○ほぼ計画どおり実行できた。 ×ほとんど実行できなかった。
効果	◎効果が十分上がった。 △効果が不十分だった。	○ほぼ予定していた効果が得られた。 ×ほとんど効果がなかった。
対策	実施状況に応じて、実施する取組を追加することとした場合は、追加した実施項目を別表2に記載すること。	

(別表1)

経営革新計画

申請者名・資本金・業種	
申請者名：	業 種：
資 本 金：	法人番号：
実施体制	
新事業活動の類型	経営革新の目標
計画の対象となる類型全てに	経営革新計画のテーマ： _____

丸印を付ける。		
1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動		
計画期間又は事業期間： 年 月 ～ 年 月		
研究開発期間： 年 月 ～ 年 月		事業期間： 年 月 ～ 年 月
経営革新の実施に係る内容		
1. 当社の現状と経営課題  2. 経営革新の具体的内容（既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等）		
経営の向上の程度を示す指標	現 状(千円)	計画終了時の目標伸び率 (%) (事業期間終了時点)
1 付加価値額		( 年 月～ 年 月(事業期間 年))
2 一人当たりの付加価値額		

## 補助的指標

名 称	計 算 式	現 状	計画終了時の目標伸び率 (%) (事業期間終了時点)
1			
2			



(別表3)  
経営計画及び資金計画  
参加特定中小企業者名

(単位 千円)

	2年前 年 （ 月 期）	1年前 年 （ 月 期）	直近期末 年 （ 月 期）	1年後 年 （ 月 期）	2年後 年 （ 月 期）	3年後 年 （ 月 期）	4年後 年 （ 月 期）	5年後 年 （ 月 期）	6年後 年 （ 月 期）	7年後 年 （ 月 期）	8年後 年 （ 月 期）
売上高											
売上原価											
①売上総利益											
②販売費及び一般管理費											
③営業利益											
④営業外費用											
⑤経常利益											
⑥人件費											
⑦設備投資額											
⑧運転資金											
普通償却額											
特別償却額											
⑨減価償却費											
⑩付加価値額 (③+⑤+⑧)											



①従業員数																			
うち新たに 入れる従業 員数																			
②一人当たり の付加価値額 (⑩÷①)	—	—	—																
③資金調達 差額 ⑦＋ ⑧																			
政府系 金融機関 借入	—	—	—																
民間金 融機関 借入	—	—	—																
自己資 金	—	—	—																
その他	—	—	—																
合 計	—	—	—																

(各種指標の算出式)

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数

「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。(はい・いいえ)  
減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい・いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)

(別表4)

参加特定中小企業者名 \_\_\_\_\_

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 千円)

	機械装置名称 (導入年度)	単 価	数 量	合 計 金 額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 千円)

年 度	金 額

(別表5)

特定組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計及びその積算根拠	構成員別の賦課金額及びその積算根拠
1				
2				

3				
4				
5				

様式第2 (平17内府経産令7・追加、平28内府経産令2・令元内府経産令2・令元内府経産令3・令2内府経産令9・一部改正)

承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
名 称 及 び  
代表者の氏名

年 月 日付けで承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、沖縄振興特別措置法第66条第5項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

様式第2において、共同で経営革新計画を実施する場合においては、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載する。

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。